

平成26年2月28日

主文

本件審査請求を棄却する。

理由

第1 審査請求の趣旨

審査請求人(以下「請求人」という。)の審査請求の趣旨は、後記第2の2記載の原処分を取り消すことを求める、ということである。

第2 審査請求の経過

1 請求人は、健康保険及び厚生年金保険の適用事業所であるa社の事業主として、健康保険料、厚生年金保険料並びに児童手当拠出金の納付義務を負っていたところ、平成〇年〇月分から同年〇月分までの健康保険料、厚生年金保険料及び児童手当拠出金(併せて、以下「本件保険料等」という。)を納付期限までに納付せず、さらに、本件保険料等を督促指定期限までに納付しなかった。

2 国税徴収法上の徴収職員である日本年金機構〇〇年金事務所徴収職員は、本件保険料等及びこれに係る延滞金の合計額〇〇〇万〇〇〇〇円(その内訳は、健康保険料〇〇万〇〇〇〇円、厚生年金保険料〇〇〇万〇〇〇〇円、児童手当拠出金〇万〇〇〇〇円、延滞金〇〇〇〇円。併せて、以下「本件滞納保険料等」という。)を徴収するため、平成〇年〇月〇日付で、請求人がb社(以下「b社」という。)に対して有する平成〇年〇月〇日から同月〇日までのホームページ更新業務等の委託費用の支払請求権(以下「本件支払請求権」という。)を差し押さえる旨の処分(以下「原処分」という。)をした。

その後、保険者は、平成〇年〇月〇日、b社からの送金額〇〇〇万〇〇〇〇円を受け入れた後、平成〇年〇月〇日、上記送金額のうち、〇〇〇万〇〇〇〇円を本件滞納保険料等に充当し、残額である〇〇万〇〇〇〇円を請求人に交付した。

3 請求人は、原処分を不服として、当審査会に対し審査請求をした。

不服の理由は、① 原処分は、国税徴収法第48条第1項にいうところの「超過差押え」に該当し、違法である(この主張を、以下「主張①」という。)、② 本件支払請求権は、事実上給与債権であり、国税徴収法第49条にいうところの「第三者の権利の尊重の義務違反」に該当し、違法である(この主張を、以下「主張②」という。)、③ 原処分は、請求人の倒産を強要したものであり、「財産権」を保障した憲法第29条第1項に違反する(この主張を、以下「主張③」といい、主張①ないし③を併せて「本件請求人主張」という。)、ということであると解される。

第3 当審査会の判断

1 請求人が本件滞納保険料等を納付期限及び督促指定期限までに納付しなかったこと、それに関する国税徴収法第47条第1項所定の差押えの要件が備わっていること、したがって、前記第2の3に記載した点を除き、原処分において、差押えの要件が具備されていることは、請求人も争っていないし、本件資料上も優に認められるところである。

2 このような原処分に対し、請求人は、本件請求人主張のとおり主張して原処分の取消しを求めていると解されるから、以下に本件請求人主張の可否を検討する。

(1) 請求人は、主張①において、原処分は、国税徴収法第48条第1項にいうところの「超過差押え」に該当し、違法である旨を主張していると解されるが、その根拠は、本件滞納保険料等が〇〇〇万〇〇〇〇円であるのに対し、本件支払請求権に係る被差押債権額は〇〇〇万〇〇〇〇円と過大である、ということであると推認される。

国税徴収法第48条第1項は、差押えを国税徴収のために必要な財産にのみとどめるべき旨を定めており、この規定は、国税徴収の例によるものと

されている健康保険料、厚生年金保険料の徴収にも準用されるものと解される。しかし、同時に、同法第63条によれば、債権を差し押さえるときは、その全額を差し押さえなければならず、ただし、その全額を差し押さえる必要がないと認めるときは、その一部を差し押さえることができると規定されているのであり、これは、債権差押えの場合、徴収債権者（本件の場合、保険者。以下同じ。）には、被差押債権の存否、額、抗弁権の付着の有無、第三債務者（本件の場合、b社）の弁済能力の有無等の被差押債権の実質的な財産価値を左右する事実に関する情報は十分把握されていないのがむしろ通常であるから、徴収債権者がその債権の額（本件の場合、本件滞納保険料等の額）を超える額の債権（本件の場合、本件支払請求権）の差押えを行うことは、当該差押えを実効あるものとするために必要と考えられることによるものと解されるものである。もっとも、被差押債権の履行が確実で、その実質的な価値を的確に把握することができ、それによれば一部の差押えでも滞納保険料等の徴収に支障がないと認められるような場合にまで、無制限に債権差押えを許すと、客観的にみて必要な限度を超えて差押えがされ、被徴収債務者（本件場合、請求人。以下同じ。）の利益が不当に害されるおそれがないとはいえないことから、そのような場合には一部差押えができることが認められたものであるが、保険者あるいは徴収職員において、債権の一部の差押えのみで徴収の目的を達することができることを知りながら、あえてその範囲を超える債権の差押えを行った等の特段の事情の存することが認められない本件においては、一部差押えにとどめなかったことをもって不当ということとはできず、単に外形上滞納保険料等の額を超える被差押債権の差押えであるとの故をもって直ちに原処分

を違法、不当とすることはできない。したがって、主張①は理由がない。

(2) 請求人は、主張②において、本件支払請求権は、事実上給与債権であり、国税徴収法第49条にいうところの「第三者の権利の尊重の義務違反」に該当し、違法である旨を主張していると解される所、同条は、徴収職員は、滞納者の財産を差し押さえるに当たっては、滞納処分執行に支障がない限り、その財産につき第三者が有する権利を害さないように努めなければならない旨を規定しているのであり、請求人のb社に対する売掛債権である本件支払請求権について、請求人の使用人がその給与債権に基づいて直接支払いを求めることができるような権利を有しているとは認められないから、主張②は理由がない。

(3) 請求人は、主張③において、原処分は、請求人の倒産を強要したものであり、「財産権」を保障した憲法第29条第1項に違反する旨を主張しているものと解される所、前記第2の1及び2に記載したように、請求人は、納付を義務づけられている本件保険料等を納付期限までに納付せず、さらに、本件滞納保険料等を督促指定期限までに納付しなかったものであり、これに対して、保険者は、本件滞納保険料等を徴収するために適法に原処分をしたことは明らかであるから、主張③は理由がないといわざるを得ない。

3 以上のとおり、本件請求人主張はいずれも理由がなく、原処分は適法かつ妥当であるから、これを取り消すことはできない。

以上の理由によって、主文のとおり裁決する。